



高校生等奨学給付金(国公立)

令和3年度 家計急変世帯対象

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等(コロナ以外の理由も含む)により保護者等の収入が減少し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当と認められる世帯を対象に給付を行います。

対象となる方 次の条件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 **家計が急変し、保護者それぞれが住民税所得割非課税相当と認められる世帯**
(ただし、令和3年7月1日現在生活保護を受給している世帯の方や、保護者等全員の令和3年度住民税所得割が非課税の世帯は、家計急変による申請ではなく、通常給付による申請で申し込んでください)

所得割合算額の見込が非課税相当と認められる例

※下記の数値はあくまで目安です。

<家計急変の理由>

- ・保護者の失職、倒産等(自己都合退職・定年退職・契約満了は対象外)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響、病気等による減収
- ・保護者の死去(離婚は対象外)

<年収見込額の推計>

- ・収入見込額には退職金・失業手当は含めない。

扶養している配偶者・子・父母等の人数	年収見込	所得見込
0人	1,000,000円以下	450,000円以下
1人	1,700,000円以下	1,120,000円以下
2人	2,214,285円以下	1,470,000円以下
3人	2,714,285円以下	1,820,000円以下
4人	3,214,285円以下	2,170,000円以下
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親の場合 (扶養親族2人以上を除く)	2,042,857円以下	1,350,000円以下

提出期限及び提出先

令和3年7月21日(水) 学校事務室 ※その後は随時(令和4年2月末まで)

※申請を希望される場合は、学校事務室で「家計急変用の申請書」を受け取ってください。
(提出書類の詳細は申請書類配付時にお知らせします。)

給付額

記載金額は年額

区分	給付額
全日制・定時制(第1子)	110,100円
全日制・定時制(第2子※)	141,700円
通信制・専攻科	48,500円

※15才(中学生を除く)以上23才未満の兄弟がいる場合

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

(例) 10月に事由発生の場合
110,100円×5月(11~3月)÷12=45,875円

※7月30日まで提出された家計急変の支給時期は9月末頃を予定しています。(それ以降は随時)

奨学のための給付金（家計急変）に関するQ&A

Q1 生徒は富山県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。なお、保護者が県内にお住まいの場合は、学校へお問合せください。

Q2 父は解雇されましたが、母の勤務状況に変更がない場合も対象になりますか？

勤務状況に変更のない母の1年分の年収も見込み、父と母それぞれが、住民税所得割非課税相当であれば対象となります。

Q3 家計急変事由に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と通常支給のどちらに申し込むべきですか？

令和3年度の住民税所得割額が非課税である場合は、通常給付の申請をしてください。添付書類が少ないなどのメリットがあります。

Q4 父は飲食店経営で、母は父の扶養対象ではなく会社にパート勤務しています。家計急変対象の判断をするときに年収見込と所得見込とどちらでみますか？

父は自営業に該当するため、所得見込を目安としてください。母は会社員に該当するため、年収見込額を目安としてください。なお、見込額を超過していても、所得控除等を考慮した結果対象となることがありますので、見込額はあくまで目安としてご確認ください。

Q5 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の住民税所得割額が「非課税相当」でなければ、申請できませんか？

親権者それぞれの住民税所得割額が「非課税相当」であれば、同居している他の家族の住民税所得割額が「非課税相当」でなくても、申請できます。

Q6 扶養している人数はどのように判断すればいいですか？

「所得・課税証明書」に記載されている扶養親族の数等で判断します。

Q7 8月に父母が離婚し、母が親権者となり家計が急変しました。申請はできますか？

保護者の離婚は家計急変にはあたらないため、対象にはなりません。

Q8 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒一人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。

Q9 父親が海外勤務のため課税額がわからない場合も対象になりますか？

海外赴任等で一方の所得確認ができない場合は支給対象外です。